

# 水産物 輸入管理制度 ハンドブック

概要版

## EU IUU FISHING COALITION EU IUU 連合



OCEANA

The Nature Conservancy

Pew



UNITED STATES  
IUU Fishing &  
Labor Rights  
COALITION

Our members include:



CONSERVATION INTERNATIONAL

GREENPEACE OCEANA

HUMANITY UNITED ACTION CORPORATE ACCOUNTABILITY LAB

違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）は、全世界の食料安全保障および海洋生物多様性に対する重大な脅威であるのみならず、武器、薬物、人身の違法取引など、人権および労働者の権利の侵害との関連も既に多々立証されている。IUU 漁業は、持続可能な漁業管理を阻害し、また、法規制を遵守している漁業者を不正競争にさらすものであり、世界の水産物サプライチェーンの健全性を棄損するとともに、健全な魚類個体群から食料や収入を得ている人々の生計を脅かしている。輸入水産物のトレーサビリティを改善することは、強固な法執行と併せて、IUU 漁業由来の水産物の販売および消費を防止する重要な手段である。

「水産物輸入管理制度ハンドブック（FICSH）」は、IUU 漁業由来の水産物の輸入を防止、抑止、廃絶するための輸入管理制度を制定または強化しようとしている政府および政策決定者向けのガイドとなることを目的としている。世界の漁獲量の 5 分の 1 が IUU 漁業に由来することを考えると、世界各国の政府が、IUU 漁業に由来する水産物の自国市場への流入を防止するために、あらゆる可能な手段を利用することが不可欠である。

本書では、国連食糧農業機関（FAO）の漁獲証明制度制定のためのガイダンスを基盤として、各市場国に合わせて調整した助言を提示している。FICSH は、既存の制度、国際的ガイドライン、ベストプラクティス、技術的資源に基づいて、効果的な水産物の輸入管理のためのロードマップを示すものである。効果的な輸入管理は、海洋資源の保護、持続可能性の推進、さらには全世界の水産物サプライチェーンにおける人権や労働者の権利の擁護にとっても有用である。

## 水産物輸入管理制度とは？

「水産物輸入管理制度（ICS）」は、市場国が施行する規制制度であり、サプライチェーン全体を通じて水産物を追跡する包括的な漁獲記録（漁獲証明書、各種貿易証明書などによる）を義務付けることで、輸入水産物が確実に当該国の法律、国家連合などの域内の法規制、国際法および管理措置に従って漁獲および取引されていることを担保するものである。単一の政府機関によって施行され、理想的にはすべての輸入水産物を対象とし、全魚種を対象としない場合には商業的に重要な魚種を網羅する。

ICS が適切に策定および施行されれば、IUU 漁業由来の水産製品を市場から排除するための、市場を基盤とする政府主導の手段となる。

## より多くの国が水産物輸入管理制度を必要とする理由

水産製品の 5 分の 1 が IUU 漁業に由来することから、各国は、IUU 漁業およびそれに関連する強制労働、債務労働、奴隸労働などの犯罪によって得られた不正な水産製品を輸入している可能性が高い。したがって、このような製品の市場国への流入を確実に排除することは、世界の食料安全保障の確保および適正な労働環境の維持に不可欠である。ICS を確立した政府は、旗国および輸出国に対して、IUU 漁業がもはや許容されるものではなく、IUU 漁業由来の水産製品を自国の市場に流入させないと強いメッセージを送ることができる。ICS は、IUU 漁業に由来する水産物の市場国への流入を排除および阻止することにより、その収益性を減少させ、ひいては、水産資源、漁業者の生計、消費者、海洋生物多様性の保護にも役立つ。

# 水産物輸入管理制度の メリット

1

違法水産物が市場に流入する前に検知できる可能性を高めることにより、IUU 漁業に関する水産製品が排除できる。

2

ICS 導入国の市場へのアクセスを得るために輸出国が漁業管理に関する規制強化を推進することになるため、持続可能な資源管理が進む。

3

IUU 漁業活動を検知し阻止する輸入管理により、IUU 漁業と強く関連する人権および労働者の権利の侵害が抑止できる。

4

水産製品の表示の正確さ、また、漁獲の合法性を徹底することで、市場の健全性を維持し、消費者の信頼を拡大できる。

5

効果的な ICS のために必要な情報交換を通じて、パートナー国との連携および協力が強化できる。

# 強力な水産物輸入管理制度を制定するには

FICSH は、FAO による「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」および「漁獲証明制度の理解と実施」に基づいて、ICS 策定に関連する手順についての技術的ガイダンスを提供するものであり、特に既存の制度から得られる教訓、また、各国が目標にできるベストプラクティスの詳細についての説明に重点を置いている。

1

## 制度の対象範囲の決定

市場国は、水産製品取引の流れを理解するとともに、取引相手である輸出国やその取引に関する潜在的リスクについても理解する必要がある。最低限の対象範囲の決定として、ステークホルダーエンゲージメント、法的な評価、対象魚種、さらには国内での責任分担の明確化などが含まれる。

2

## 制度の策定

対象範囲が決まると、市場国は ICS の策定に進むことができる。ICS の制度設計上、以下の要素が必須となる。

- IUU 漁業によって漁獲された水産物を検知するために当局が必要とする主要データ要素 (KDEs) を含む **漁獲記録**
- 漁獲時点から販売時点まで、**複雑なサプライチェーン全体にわたって水産物を追跡するための貿易証明**
- 証明書等に記載されている情報の**正当性の検証**をパートナー国が実施すること
- 効率を最大化するための制度の**デジタル化**。簡潔、セキュア、ユーザーフレンドリーで、アクセスしやすいデジタルシステムは、すべての管理当局にとって最優先事項でなければならない
- 小規模漁業者用の**簡易漁獲証明書**
- 他国の ICS との**相互承認**、また、可能であれば**整合性の確保**

# 3

## 制度の実施

制度が策定できたならば、市場国は、ICSが効果的に執行できるよう、実施戦略を計画する必要がある。実施戦略には以下の点が求められる。

- ・ **漁獲証明書の事前提出を事業者に求めること—輸入されようとしている水産物が自国市場に到達する前に漁獲証明書を受領し、必要な確認、検証等を実施する時間を確保するため**
- ・ IUU 漁業のリスクが高いと思われる輸出元からの水産物貨物について、**リスクアセスメント**によって判別し、重点的に確認等を実施すること
- ・ 高リスクまたは疑義があると判別された輸入水産物について、**関連する証明書に記載された情報の検証を試みるなど、追加対策を講じること**
- ・ 検査に必要な時間を十分に確保するため、**輸入水産物貨物を一旦国境で保留すること**
- ・ 高リスクまたは疑義のある輸入水産物は書面だけでなく**現物を検査すること**
- ・ IUU 漁業およびそれに関連する犯罪に関係のある水産物の**輸入を拒否**すること。また、当該水産物に関与した者に制裁を与えることで、IUU 漁業への従事を抑止すること

# 4

## 制度案のアセスメント

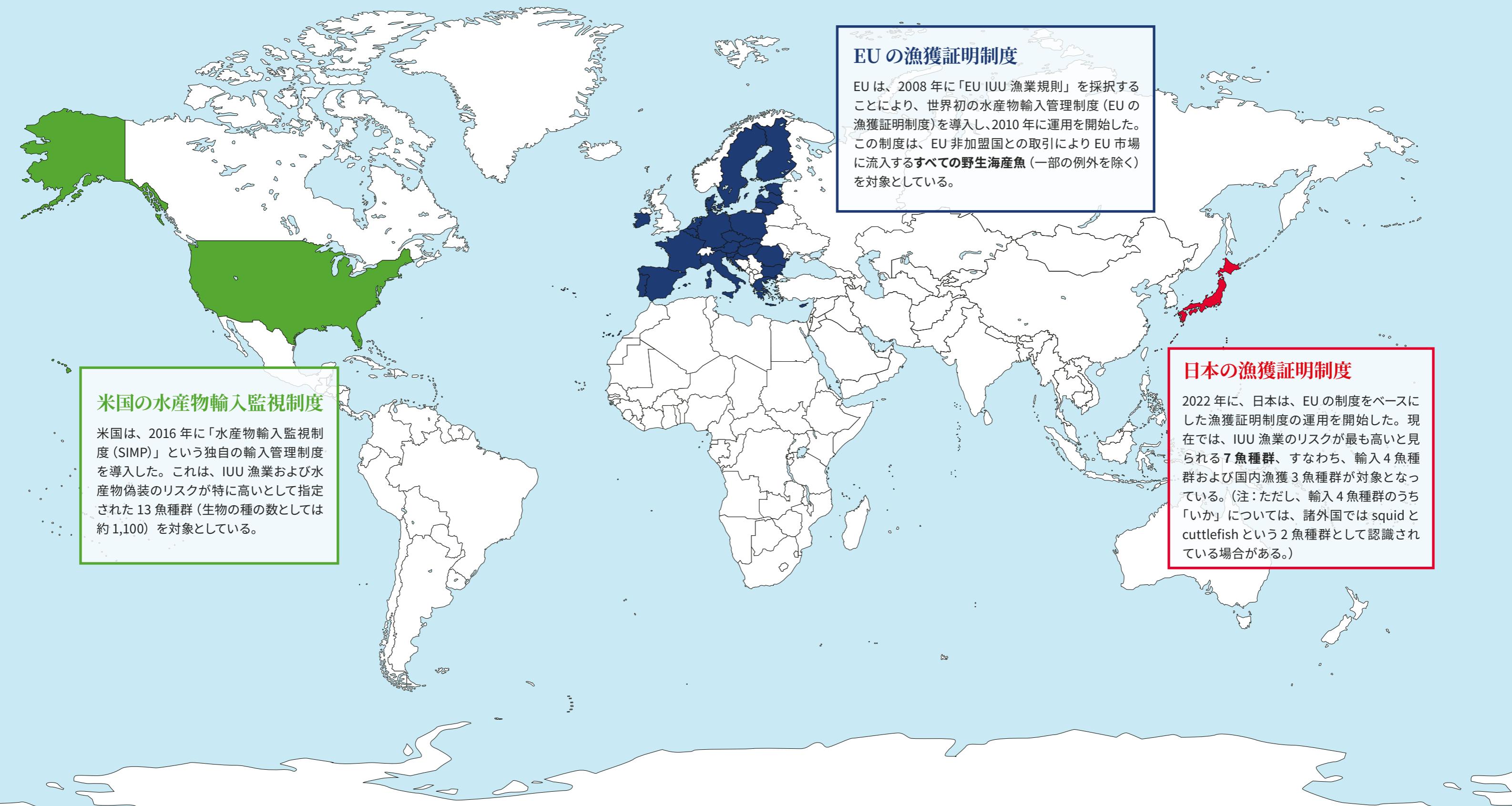
不可欠な制度設計要素、実施戦略などを含む制度案は、その投資対効果についての社会経済的な分析を実施する必要がある。さらに、すべてのステークホルダーを交えた全体協議を実施する必要がある。

# 5

## 見直し

ICSの設立と運用のために国の法令が制定され、施行された後は、高い透明性をもって制度の実績をモニタリングするとともに、定期的に見直さなければならない。この見直しには、施行状況についてのステークホルダーのフィードバックも反映する必要がある。これにより、制度の今後の有効性を改善し、課題があればそれに対応し、また、新しいツールや技術的ソリューションを取り入れることができる。

# 既存の主な水産物輸入管理制度



## 米国の水産物輸入監視制度

米国は、2016年に「水産物輸入監視制度(SIMP)」という独自の輸入管理制度を導入した。これは、IUU漁業および水産物偽装のリスクが特に高いとして指定された13魚種群(生物の種の数としては約1,100)を対象としている。

## EU の漁獲証明制度

EUは、2008年に「EU IUU漁業規則」を採択することにより、世界初の水産物輸入管理制度(EUの漁獲証明制度)を導入し、2010年に運用を開始した。この制度は、EU非加盟国との取引によりEU市場に流入するすべての野生海産魚(一部の例外を除く)を対象としている。

## 日本の漁獲証明制度

2022年に、日本は、EUの制度をベースにした漁獲証明制度の運用を開始した。現在では、IUU漁業のリスクが最も高いと見られる7魚種群、すなわち、輸入4魚種群および国内漁獲3魚種群が対象となっている。(注:ただし、輸入4魚種群のうち「いか」については、諸外国ではsquidとcuttlefishという2魚種群として認識されている場合がある。)

# 制度間の整合性の重要性

ICS を導入する国が増加するにつれて、制度間でデータ要件に食い違いがあれば、世界全体での IUU 漁業対策の枠組みが分断され、混乱を招き、国ごとの法執行の状況に差が生じる。これは、IUU 漁業に従事する事業者がつけ入るすきを生むことになる。整合性がなければ、各国の ICS は目標を達成できないという危機的状況に陥り、IUU 漁業由来の水産物が見過ごされるようになる。

各 ICS 間の整合性があれば、世界の水産物トレーサビリティの強固なベースラインを確立できる。これは市場国の規制当局にとって有益である。また、国際サプライチェーンの事業者にとっては、国ごとにバラバラの要件に対応するよりは、各国間で足並みのそろった要件に対応するほうが容易である。これにより、効率が向上するとともに、法令遵守のコスト削減にもつながる。

より多くの国が自国の ICS を制定および改善していることは、将来有望である。今、各国の ICS 間で整合性を確保できれば、世界規模で足並みのそろった強固な ICS の枠組みを生み出すことができる。これにより、未来にわたって IUU 漁業への誘因を除去し、違法水産物を市場から締め出すことができる。

---

## IUU 漁業撲滅に向けた世界の取り組みを強化するため、すべての市場国に対して以下を要請する。

- 1** FICSH が推奨する内容に沿った ICS を制定することで、世界市場および消費者を IUU 漁業由来の水産物から保護すること。
  - 2** 今後定めるいかなる ICS についても、既存の制度との整合性を確保すること。これにより、IUU 漁業由来の水産物を取引しようとする者が悪用できる抜け穴をふさぎ、輸出者の不必要な負担を軽減できる。
  - 3** 他の市場国と協力し、情報を共有することで、世界中から IUU 漁業を締め出すための取り組みを強化すること。
- 

本資料は、US IUU Fishing and Labor Rights Coalition と IUU フォーラムジャパンの協力を得て、EU IUU 連合が作成しました。筆頭著者は、EU IUU 連合の Eve Croxford です。

詳細情報については、以下までお問い合わせください。

EU IUU 連合コーディネーター Thomas Walsh tom.walsh@iuuwatch.eu

U.S.IUU Fishing and Labor Rights Coalition コーディネーター Penelope Kyritsis hello@penelopekyritsis.com

IUU フォーラムジャパンコーディネーター 桑田由紀子 yukiko.kuwata@seafoodlegacy.com

※この日本語版は、IUU フォーラムジャパンが EU IUU 連合の承諾を得て翻訳をしたものです。英語版が唯一の原本であり、万が一、英語版と日本語版との間で内容の不一致がある場合、また、日本語版に誤字脱字、誤訳等が存在する場合、あくまで英語版の内容が優先されるものとします。